

## 令和3年6月に海難審判所で言い渡された裁決20件が、ホームページに掲載されました(令和3年8月)

区 分	地方海難審判所（函館2、仙台1、横浜5、神戸3、広島3、門司3、長崎1、那覇2）	20件 28隻
海難種類(件)	乗揚8、衝突6、衝突(単)4、死傷等1、施設等損傷1、	計20件
関係船舶(隻)	漁船12、モーターボート7、貨物船6、油送船1、遊漁船1、瀬渡船1	計28隻
死 傷 者(人)	負傷6	計6人

上記のうち、横浜地方海難審判所及び門司地方海難審判所那覇支所の裁決2件について、“概要版”を作成しました公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 名古屋港で貨物船と油送船とが衝突した事例

名古屋港で、左転して北航路に入航する貨物船と南下して同航路に入航する油送船とが同航路内で衝突した

② 沖縄県港川漁港で漁船が同漁港水路西側のさんご礁に乗り揚げた事例

視界が制限された港川漁港で、出航した漁船が緩やかに右転し、水路西側のさんご礁に乗り揚げた

海難防止への  
インフォメーション

① 貨物船A(299ト) 油送船B(4,251ト) 衝突事件

(名古屋港で、左転して北航路に入航する貨物船と、南下して同航路に入航する油送船とが衝突した)

**【海難概要】** 名古屋港において、貨物船A(299ト、5人乗組、空倉)は、同港第4区の岸壁を発して同港第1区へ向かい、左転しながら北航路に入航して北上中、油送船B(4,251ト、外国籍、18人乗組、空倉、水先人なし)は、同港第2区の棧橋を発して同航路に向け南下中、A船の船首とB船の左舷船首部とが衝突した

**【航法の適用】** \* 港則法第18条第2項が適用される

- ・名古屋港は、同法第18条第2項により国土交通省令で定める「船舶交通が著しく混雑する特定港」に該当する
- ・A船は、同条同項により国土交通省令で定める「小型船」(総トン数500ト未満)に該当する
- ・B船は、「小型船及び汽艇等以外の船舶」に該当する
- ・同法第18条第2項「小型船は、船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない」

**《原因》**

A船: 小型船に該当するA船が、**動静監視不十分で、小型船及び汽艇等以外の船舶に該当するB船の進路を避けなかった**(主因)

船長は、衝突のおそれの有無を判断できるよう、B船との接近状況を確認すべきであった

B船: **動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった**(一因)

**《背景》**

- ・A船長は、左転を続けながら北航路を北上しても、相手船の船首をかわして右舷を対して航過できると思っていた

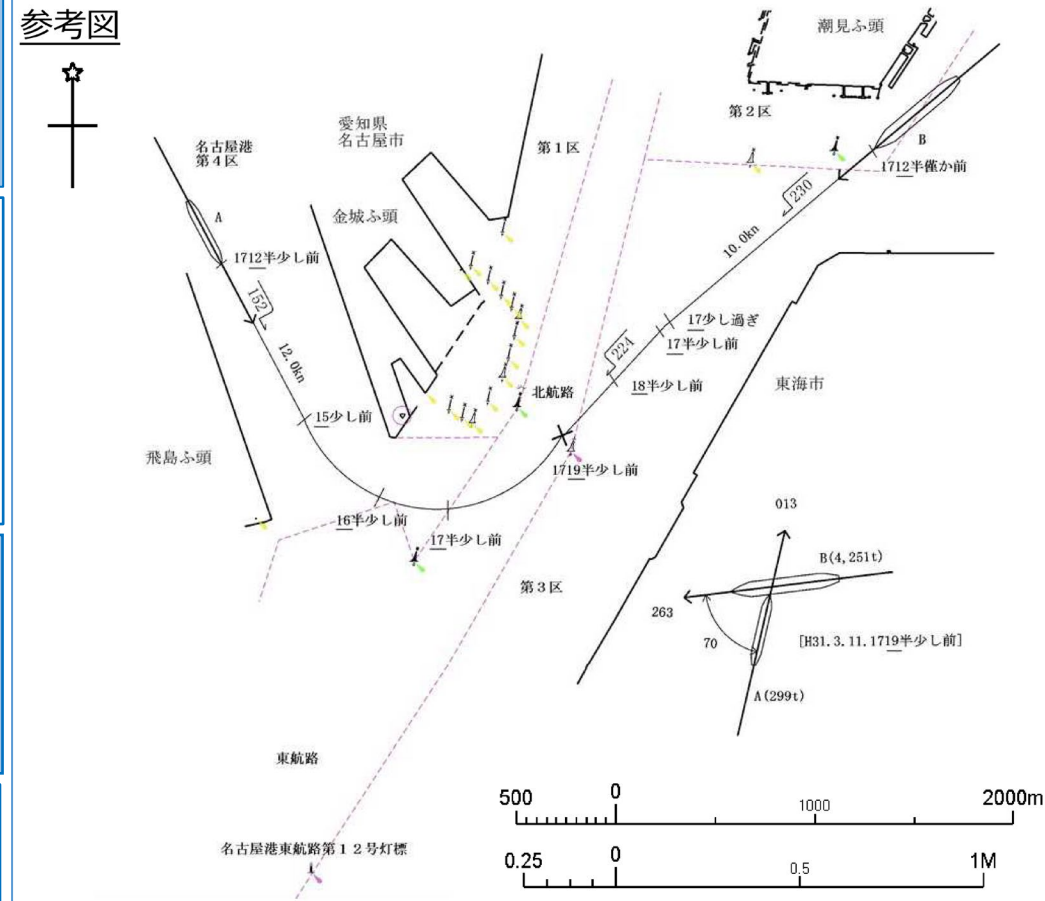
**【受審人】**

(A船) 船長: 五級海技士(航海) → 1箇月業務停止

\* (B船) 外国籍船のため受審人が指定されず、懲戒の対象外

**《懲戒》**

参考図



**【発生日時】** 平成31年3月11日 17時19分少し前

**【発生場所】** 名古屋港北航路

**【死傷者】** なし

**【損傷等】** A船: 船首部外板に凹損を伴う擦過傷等  
B船: 左舷船首部外板に破口を伴う擦過傷等

海難防止への  
インフォメーション

② 漁船A(2.3ト) 乗揚事件

(夜間、視界が制限された港川漁港で、出航した漁船が緩やかに右転し、水路西側のさんご礁に乗り揚げた)

**【海難概要】** 夜間、視界が制限された港川漁港において、漁船A(2.3ト、1人乗組)が、出航して自動操舵装置の操舵モードを「航法」に切り替えた際、緩やかに右転して同漁港水路西側のさんご礁に乗り揚げた

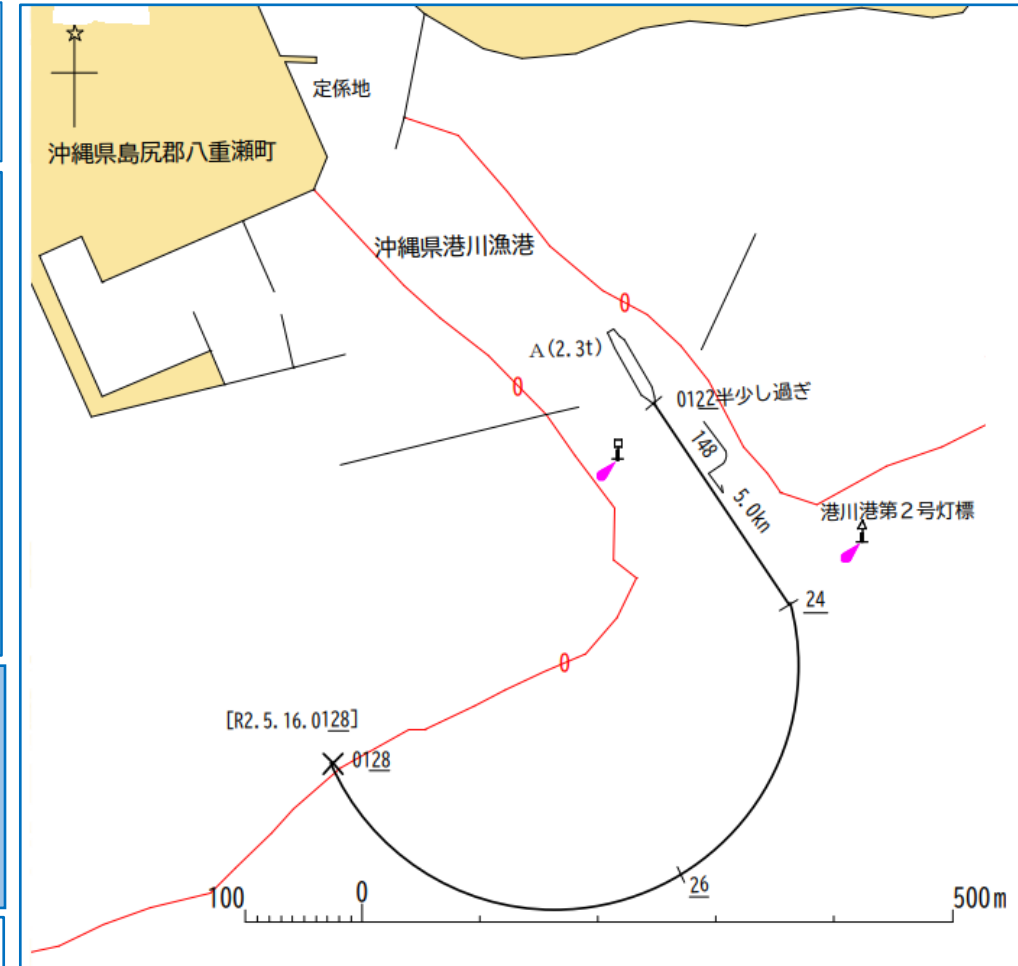
(関連情報)

- \* A船の自動操舵装置の操舵モードは、「手動」、「遠隔」、「自動」、「航法」に切り替えることができた
  - 「遠隔」: リモートコントローラーによる操舵
  - 「自動」: 切り替えた時点の針路を保持する
  - 「航法」: GPSプロッターで設定した地点へ針路を修正しながら航行する
- \* GPSプロッターの画面を24海里レンジ、操舵モードを「遠隔」とし、リモートコントローラーを使用して手動操舵で出航した
- \* 水路を出て、操舵モードを「航法」に切り替えた
- \* 本件当時、「航法」モードの目的地が定係地となっていた

**《原因》** 夜間、視界が制限された港川漁港において、A船: 自動操舵装置の操舵モードを「航法」に切り替えた際、船位の確認が不十分で、緩やかに右転して水路西側のさんご礁に向かって進行した  
船長は、GPSプロッターを近距離表示にして漁場に向かっていいるかどうか確認すべきであった

**《背景》**  
・ A船の船長は、平素のとおり操作したので、漁場に向かって直進していると思っていた

【受審人】 船長: 小型船舶操縦士 → 《懲戒》 戒告



**【発生日時】** 令和2年5月16日 01時28分  
**【発生場所】** 沖縄県港川漁港  
**【死傷者】** なし  
**【損傷等】** 船底外板に破口、プロペラ翼及び同軸曲損